

ヨーネ病発生農場の預託対応

西部家畜保健衛生所 さわだ ゆり 澤田百合 いなぎ こうへい 稲垣光平

1. はじめに

ヨーネ病は主として牛に慢性の水溶性下痢等を引き起こす疾病で、家畜伝染病予防法で家畜伝染病に指定されている。本県では平成 11 年度から搾乳に供する牛に対し 2 年毎に検査を実施している。管内では検査開始以降、令和 6 年度までに 48 戸 57 頭の患畜が摘発淘汰され、農林水産省の「牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 18 年制定）」（対策要領）に基づくまん延防止対策措置を実施してきた。対策要領に基づく移動に必要な検査並びに農場を含めた関係機関との連携で明らかとなった問題とその対策について概要を報告する。

2. 現状・対策

令和 4 年度まで、カテゴリーⅡ期間中の預託事例は無かったが、令和 5 年度から令和 6 年度までに患畜が摘発された 6 農場中 4 農場では、カテゴリーⅡ期間中にホルスタイン雌子牛の外部への預託要望があり、対応する必要があった（表 1）。

発生年	農場	乳肉 複合経営	預託 利用	仲介業者 (畜産団体)	預託農場	
					県内	県外
R5	農場 ①	○	○	A	○	
	農場 ②	○	○	A	×	○
	農場 ③	○	○	B	×	○
R6	農場 ④	×	○	A	○	
	農場 ⑤	×	×	-	-	-
	農場 ⑥	○	×	-	-	-

表 1 発生農場の預託利用状況

カテゴリーⅡ農場からの預託を行うにあたっては、預託先の受入可否の確認が必要となり、さらに受入可能であっても、検査の実施や月齢制限等の条件が課される。それらの預託条件等が家畜保健衛生所や関係者と十分に情報共有されなかったことから預託が円滑に進まない事態が生じた。

このため、預託先やその受入条件並びに運搬日や検査日程等の連絡調整を随時行うとともに、すべての預託予定牛の運搬までの検査等のスケジュールを作成し、関係者と共有することで問題を解消した（図 1）。

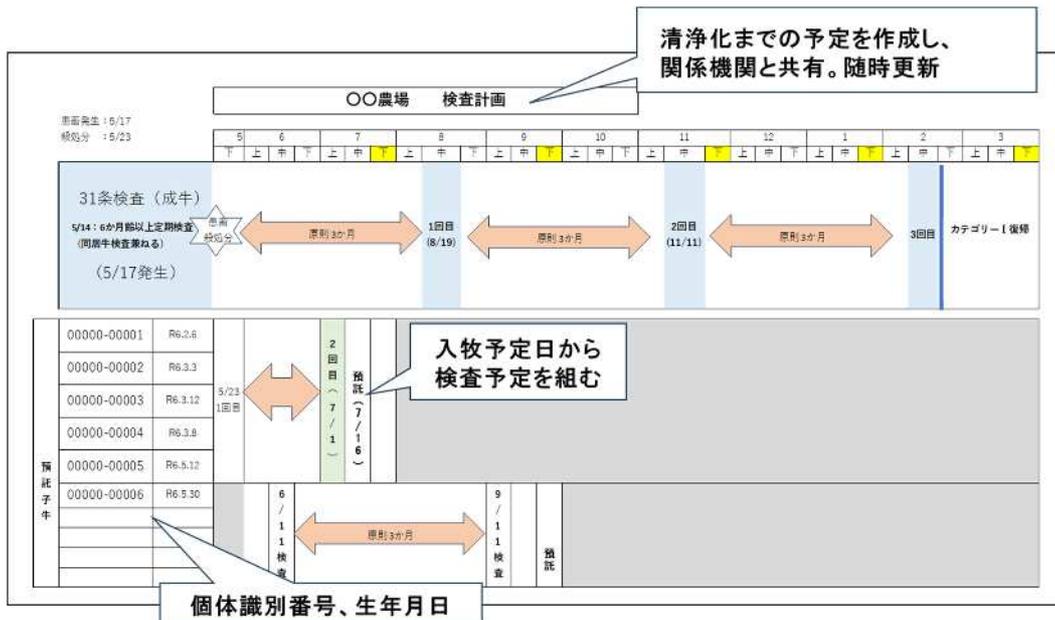


図1 検査スケジュール

3. まとめ

ヨーネ病発生時には迅速な防疫措置とまん延防止対策が求められ、農家及び関係機関との協力が不可欠である。今回の件で、連絡体制の再整備により適切な検査及び事務手続きが可能となった。

家保は依頼を受けて移動のための検査を実施するが、農家自身で牛の個体ごとに検査スケジュールを管理することは難しい。疾病のまん延防止のためにも、検査をするだけではなく、家保が率先して各関係機関との連携を取り、農家をサポートすることで情報を把握することが重要である。

また、当所管内は規模拡大で複数農場を所有する企業体があいくつもあり、飼養頭数の増加とともに、その飼養状況や農場間の牛の移動ルート等が複雑化している。このことを改めて認識し、情報の再整理を鋭意進めるとともに、今後も疾病発生時には遅滞なく調整を行い、農場が直面する経済的な負担を軽減できるよう努めていきたい。